稲沢市農業委員会公示４号

　次の農地について農地法(昭和27年法律第229号)第33条第1項に該当する農地であるので、同法第32条第3項(同法第33条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき公示する。

　　令和７年4月１日

稲沢市農業委員会長　大崎　和生

１　農地の所在等

所在・地番　　 地目　　面積　　農地に関する　農地法第32　　農地の所有

　　　　　　　　　　　　　　(㎡)　 　権利の種類　条又は第33　　者等の情報

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　条の該当条

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　項等

　稲沢市祖父江町　　 田　　　1,036　 所有権　　　　農地第33　　　日比　光治

　神明津宮前210　　　　　　　　　　　　　　　　　　条第1項　　　平成31年2

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 月13日死亡

　稲沢市祖父江町

　神明津宮前211　　 田　　　 523

２　この公示は、農地法第33条第1項の農地について、当該農地について同法第32条第2項及び第3項(これらの規定を同法第33条第2項において準用する場合を含む。)の規定

による探索を行った結果、農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者(以下「所有者等」という。)を確知できないことから行うものである(農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)第74条の2により探索を行ったとみなされる場合を含む)。

３　上記の農地の所有者等は、この公示の日から起算して２月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農地についての権原を証する書類を添えて農業委員会に提出するものとする。

(1) 申出を行う者の氏名、住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名)

(2) 当該農地の所在、地番、地目、面積

４　この公示があった日から起算して、2月以内に所有者等から申出がなかった場合には、農地法第41条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該公示に係る農地(同法第32条第1項第2号に該当するものを除く。)について愛知県知事の裁定により利用権の設定が行われることがある。